

平成26年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

(1) 意見提出者 1 団体

(2) 意見数 12 件

NO.	項目	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
【平成26年度さいたま市食品衛生監視指導計画素案の意見募集について】			
1	意見募集の時期	以前もお願いしておりましたが、意見募集の開始を早めてください。2月下旬まで意見募集が行われますが、新年度に向けての準備期間としては短いのではと心配しております。食品の安全確保はさいたま市にとって重要な施策の一つです。予算的措置を含む充実した施策の検討計画、十分な意見募集の期間と透明性の高いプロセスを確保する上から、素案の公表を12月上旬までに行い、市民の意見募集を行うようお願いいたします。	意見募集については、1月24日から2月24日に実施しておりますが、12月に開催している食の安全委員会の資料として素案を示しており、これは、各区の情報公開コーナーにおいて公表しております。当該計画の策定にあたって広く市民の皆様の意見を戴くことは重要であると考えており、早い時期での公表ができるよう努めてまいります。
【Ⅱ 監視指導の実施】			
2	(4ページ) 〈と畜場における監視指導〉	BSE対策で、今まで多くの獣医師の時間と検査費が費やされてきました。全頭検査がなくなったという大きな状況の変化の中で、今までの資源がどう生かされるのか、教えてください。ぜひ、これからの食の安全確保に向けた施策に有効に生かしてください。	平成25年7月より全頭から48月齢を超える牛に検査対象を変更することにより、検査対象の牛は半数となりましたが、新たに分別管理業務が加わるなど、単純に検査数の減少が業務の減少に繋がるものでもありません。今後も引き続き、と畜場の衛生管理に対する監視指導を強化し、食肉の安全性確保に努めてまいります。
3	(5ページ) 〈2 重点監視指導〉	最近、ノロウイルスによる集団食中毒が何件もおきています。調理従事者の健康管理等は当然ですが、施設の衛生管理の徹底等、一年を通して監視指導を行ってください。また、二次感染はいろいろな経路が考えられます。不特定多数の人が利用する場所や、食事をすることができる施設を持ったあらゆる所の手洗い場に、液体せっけんを常備する	全国的にも発生の多いノロウイルスによる食中毒は、冬期だけでなく春や秋における発生も見られることから、季節を問わず引き続き、効果的、効率的な食品監視・衛生指導を行ってまいります。また、適切な手洗いはノロウイルス感染に対する最大の予防対策であることから、今後とも啓発していきたいと考えております。

平成26年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

		ことの協力を呼び掛けてください。	
4		さいたま市では、規格基準が設けられていない牛以外の獣畜の生食についても予防対策を講じていることは評価するところですが、ホームページやグルメ紹介雑誌には新鮮だとうたい、鶏たたき等を扱っていることをセールスポイントにしている店が見受けられ、一方通行のように感じます。消費者にとって、ホームページや雑誌の情報を活用する機会はたいへん多く、また、店が堂々とPRしていれば安心して食べてしまいます。このような事実を踏まえ、さらに厳しい監視指導を行なってください。さらに、その施設で働くすべての人への正しい知識の指導を引き続き行ってください。	評価いただき、ありがとうございます。 牛以外の食鳥肉、内臓等の生食は、食中毒発生のリスクが高いことから、今後ともこれらを加工、販売、提供する施設に対する監視指導を粘り強く行うとともに、正しい知識の普及を図ってまいります。
5	(6ページ) 〈3 監視指導対象施設及び監視指導回数〉	平成24年度の実施結果を見ますと、さいたま市の管轄総数20635施設のうち17383施設の立ち入り検査が行われたということですが、施設への監視指導が行われなかったところは、どのようにして監視指導していく計画なのでしょう。他県で、多数の食中毒患者を出した施設では、衛生管理が行き届いていなかったと報道されていました。さいたま市では、このようなことがないように監視指導を行なってください。	営業形態や規模等により、監視回数の頻度を変えており、複数年に1回という施設もある一方で、食中毒を発生させた施設のように年に複数回という施設もあります。 このように、施設によって重点化、効率化しつつ監視指導を行っていることにつきましては、ご理解いただきたいと考えております。

平成26年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

【Ⅲ 食品等の検査】			
6	(7ページ)	食品の偽装表示問題は、昨年大問題になりました。この計画案にも「適正に表示された食品であるかどうか監視指導を行う」と書かれていますので、ぜひDNA鑑定調査を行い、産地や畜種などの情報が適正に表示されているのかどうか積極的に検査してください。	産地や畜種などの表示については、農政部局が監視・指導を担当しています。仮に、食品衛生部局において、産地や畜種の違反が疑われる事態を確認した場合は、担当部局に連絡し、適切な対応を求めます。
【Ⅳ 危機管理】			
7	(10ページ)	冷凍食品への農薬混入事件を受け、食品テロ、フードディフェンスの仕組みの確立が急務だと思われます。危害防止対策や監視指導の計画を早急に立ててください。もし、健康被害を訴える人や疑わしい食品が見つかった場合は食品テロを疑い、速やかに検査を行ってください。そして、結果や対策を広く市民に広報してください。また、現在の食品の流通状況を見ると、さいたま市内だけの対策では不十分です。広範囲において情報の一元化を行い、広報できるようなシステムを構築してください。	食品が原因と疑われる健康被害の情報を探知した場合には、迅速な調査等を行い、被害の拡大防止が必要な場合には、関係機関への連絡、市民に対する周知を行うとともに、当該食品の流通防止を図ってまいります。また、今般の冷凍食品の農薬混入事例を踏まえた今後の対応については、まずは国や関係自治体の対応を注視していくこととしています。
【Ⅴ 食品等事業者の自主管理と食品表示の適正化の推進】			
8	(10ページ)	中小規模施設でのHACCPの推進は、行政の指導や助言なしには進みません。中小規模の多いさいたま市での衛生向上のためにも、積極的な指導をお願いします。	食品関係施設における衛生向上を図るうえでHACCP方式による衛生管理の導入は重要であると考えており、事業者からの相談に応じて、適宜HACCPの考え方に関する指導・助言を行っています。市としては、事業者のより積極的な導入をさらに推進する観点から、必要な指導等を行ってまいりたいと考えております。

平成26年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

9		<p>食材虚偽表示問題を受け、国の政策にも動きがあるようです。さいたま市でも、ますますの関係部局との連携を市民は期待しています。また、職員は、日々学習を行い、的確で迅速な対応ができるようにしてください。</p>	<p>今後も、定期的な意見交換、必要な情報共有を行うなど、関係部局が連携を図り、適切に対応できるよう努めてまいります。</p>
10		<p>アレルギー物質表示の周知徹底を図ること、混入防止についての監視指導を期待しております。さらに、小規模な製造者や販売者も、従来通りの確認や指導に加え、アレルギーの基本的なことについても学習してもらい、表示の重要性を再確認できるよう指導してください。消費者にとって、危害だけでなく精神的なフォローにもつながるのではと考えられます。</p>	<p>ご意見のとおり、食物アレルギーに関する正しい知識に基づき食品を扱うことは、安全な食生活を営むうえで大切な事であると考えます。夏期冬期の集中的な表示監視、実務講習会などを通じて引き続きアレルギー表示の周知徹底を図るとともに、製造工程中でのアレルギー物質の混入防止についても監視指導を行ってまいります。</p>
【Ⅶ 市民への情報提供】			
11	<p>(12ページ) 〈3 食品衛生に関する知識の普及啓発〉</p>	<p>(4) 食の安全・安心市民講習会 (5) サイエンスラボの開催について、平成24年度の実施結果を見ますと、広く市民に対して知識の普及啓発と意見交換の推進が行われているようには感じられませんでした。来られた方の満足度、さいたま市側の達成状況を教えてください。今後は、広く広報し、いろいろな区で多くの人を対象に行ってください。</p>	<p>食の安全・安心市民講習会は、年7回開催する講習により、食の安全に関する正しい知識を幅広く習得して頂くことを目的として開催しているものであり、年度前の市報等でご案内しておりますが、ご応募頂いた方は、特にご遠慮いただくようなことはいたしておりません。また、サイエンスラボは、科学実験の体験を通じて、身近な科学に興味を持ってもらうことを目的としておりますが、様々な作業も必要となることから、参加人数を限らせて頂いております。なお、食の安全・安心市民講習会は、アンケートは実施しておりませんが、参加者同士の活発な意見交換や質問が認められ、サイエンスラボについてはアンケートの結果、説明がわかりやすくおもしろかったとの意見が多く寄</p>

平成26年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

			せられています。本市としては、様々な手段により、食品衛生に関する知識の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。
【Ⅷ 人材の育成】			
12	(12ページ)	食品等事業所の食品衛生責任者等の資質向上はもちろんですが、そこで働く人全員の衛生教育を行ってください。ひとりひとりの理解のもと衛生管理を行うことができれば、市民にとって大きな安心につながります。	食品衛生責任者は、食品衛生の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法や食品衛生に関する事項について必要な注意を行う事等を役割として、営業施設への配置が求められており、基本的には、食品衛生責任者が従業員の衛生教育を行うこととなります。なお、市が行う衛生講習会の参加資格として食品衛生責任者に限定していませんので、従業員を含めて受講することは可能となっています。今後とも、施設の衛生管理に関する指導・監督を担う食品衛生責任者等への衛生講習会などを行うとともに、監視業務における指導、パンフレットの配布等を通じて食品に携わる方の衛生意識の底上げを図っていきたいと考えております。